

処分基準

年 月 日作成

法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項：第25条第2項第2号
処分概要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第1項（処分移送通知書の送付） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第5条（営業の停止の基準）
処分基準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別添のとおりである。
問い合わせ先：
備考：